

## 2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	861,786	保険契約準備金	932,221
預貯金	861,786	支払備金	△ 23
有価証券	865,086	責任準備金	932,244
国債	343,953	未経過保険料	131,660
地方債	130,700	異常危険準備金	800,584
社債	349,700	その他負債	37,912
外国証券	40,733	未払法人税等	21
保険代位債権等	19,879	預り金	26,074
有形固定資産	980	前受収益	9,157
建物	303	未払金	2,424
器具備品	676	その他の負債	236
その他の有形固定資産	1	賞与引当金	128
無形固定資産	3,641	役員賞与引当金	9
ソフトウェア	3,505	退職給付引当金	559
ソフトウェア仮勘定	137	役員退職慰労引当金	16
その他資産	14,199		
未収保険料	5,459	負債の部 合計	970,846
再保険貸	74	（純資産の部）	
外国再保険貸	799	資本金	169,352
未収金	3,177	資本剰余金	625,553
未収収益	2,581	資本準備金	625,553
預託金	527	利益剰余金	△ 32
その他の資産	1,583	その他利益剰余金	△ 32
繰延税金資産	147	繰越利益剰余金	△ 32
		株主資本合計	794,873
		純資産の部 合計	794,873
資産の部合計	1,765,719	負債及び純資産の部合計	1,765,719

(注)

1. 重要な会計方針に係る事項は以下のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法（定額法）により評価しております。

(2) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

(3) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

(6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づいて計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末時点の要支給額を計上しております。

(9) 異常危険準備金は、非常事故等による大規模な保険金支払に備えるため、貿易保険法第二十二條の規定に基づいて計上しております。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 重要な会計方針に係る変更は、以下のとおりであります。

(1) 令和3年3月25日に株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令（令和3年経済産業省令第16号）が公布され、同年4月1日より施行されております。

令和3年3月31日以前は、信用事故代位債権の総額より貸倒引当金を控除した額を保険代位債権等として計上しておりましたが、当事業年度の期首から改正後の省令を適用し、当該債権にかかる求償権の行使（裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く。）によって回収が見込まれる金額があるときは、当該事業年度の支払備金から当該金額を控除しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度の期首の保険代位債権等と異常危険準備金の残高は21,619百万円減少しております。なお、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来に渡って適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認、未払事業税及び事業所税の否認等であり、繰延税金負債の発生の原因は、退職給与負債調整勘定であります。

4. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社は、貿易保険事業を実施しており、余裕金の一部を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、貿易保険事業の余裕金は、貿易保険法第二十九条の規定の範囲で有価証券及び預金等により運用を行っております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

有価証券及び定期預金の運用に伴う金利、価格及び為替の変動リスクに関しては、取締役会で審議された資金管理計画等に基づいた運用を実施し、コーポレートガバナンス部のリスク管理グループにおいて実施状況を把握・管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額を採用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	865,086	892,349	27,263
資産計	865,086	892,349	27,263

(注1) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	312,647	344,955	32,307
	地方債	18,600	18,652	52
	社債	5,300	5,329	29
	外国証券	9,230	9,291	60
	小計	345,777	378,226	32,449
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	31,306	30,591	△715
	地方債	112,100	111,429	△671
	社債	344,400	341,972	△2,428
	外国証券	31,503	30,131	△1,372
	小計	519,309	514,123	△5,186
	合計	865,086	892,349	27,263

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超
有価証券 満期保有目的の債券	20,191	209,562	107,557	419,700	102,400	—
合計	20,191	209,562	107,557	419,700	102,400	—

5. 有形固定資産の減価償却累計額は 373 百万円であります。

6. 当期末における支払備金の内訳は次のとおりであります。

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令第七条により、支払備金から求償権の行使(裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く)により回収が見込まれる金額を控除しております。

(支払備金)

支払備金 (回収が見込まれる金額控除前)	36 百万円
回収が見込まれる金額 (控除)	59 百万円
差引	△23 百万円

7. 当期末における責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(責任準備金)

未経過保険料 (出再責任準備金控除前)	142,313 百万円
同上にかかる出再責任準備金	10,653 百万円
差引 (イ)	131,660 百万円
その他の責任準備金 (ロ)	800,584 百万円
計 (イ+ロ)	932,244 百万円

8. 1株当たり純資産額は52,991円55銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は794,873百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末株式数は15,000千株であります。

9. 非常事故代位債権、非常事故代位債権見込額、及び譲受債権の額並びにその合計額は次のとおりであります。

非常事故代位債権	19,879 百万円
非常事故代位債権見込額	－百万円
譲受債権	－百万円
計	19,879 百万円

10. 現金及び預貯金及び預り金には、それぞれについて以下の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
現金及び預貯金	26,049
預り金	26,049

上記の現金及び預貯金は、日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座（以下、「基金」）に積み立てた金額であります。

預り金は、当該基金の引き出しが、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことによりキューバ向け非常事故代位債権の回収とみなされることから、当該基金相当額を計上したものであります。

11. 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。